

II 臨床実習の概要と留意点 (2020.3 改訂)

1. 臨床実習の特徴

臨床実習は卒前医学教育の精髓である。この期間の特徴は学生諸君が臨床医学教員のみならず、その他の医療従事者および患者さんに接触をもつことであって、諸君の医師としての生涯にわたる知識、技術、態度の基礎は、この実習期間に培われ、定まるといっても過言ではない。

2. 臨床実習の学習目標

A. ねらい

実際に患者さんに接しつつ、これまでに知識として習得してきた医学を実践し、医療について学び、経験を積むことによって、医学知識を問題解決志向型に総合するとともに、医療の基本的技術を習得する。更に、患者さんに対する医師としての態度、生命の尊厳に対する謙虚な態度を身につける。

B. 学習目標

- 1) 講義で学習した医学知識を集約、活用することによって、症例の問題解決ができる。
- 2) 臨床医学の基本的技術を習得することができる。
 - (1) 病歴の聴取、作成
 - (2) 身体診察
 - (3) 検査計画の作成
 - (4) 主要な検査の実施
 - (5) 治療計画の作成
 - (6) 基本的な治療手技の実施
- 3) 医師としての態度、患者さんとのふれあいの尊重、他の医療担当者と協調してチーム医療を行うことができる。

3. 臨床実習の期間、構成など

①臨床実習 第Ⅰ部：オリエンテーション

期 間 2019年3月25日～2019年3月29日

構 成 スチューデントドクター認定式、臨床実習オリエンテーション等。

②臨床実習 第Ⅱ部：学内臨床実習

期 間 2019年4月1日～2020年3月13日

構 成 医学部附属病院において、47週（国立病院機構東近江総合医療センターでの2週及び地域医療機能推進機構滋賀病院での2週を含む）の臨床実習を行う。

③臨床実習 第Ⅲ部：アドバンスコース

A. 学外アドバンスコース（学外臨床実習）

期 間 2020年5月11日～2020年6月19日

構 成 学内臨床実習終了後、滋賀県下の39施設（平成30年度参考データ）の医療機関において、前期および後期のそれぞれ3週間ずつ、計6週間の学外臨床実習を行う。原則として、Ⅰ内科系、Ⅱ外科系、Ⅲその他の系の3つの系から2つの系を選択する。

B. 学内アドバンスコース

期 間 2020年6月23日～2020年7月31日

構 成 希望する学内診療科等において、6週間（前期3週・後期3週）の臨床実習を行う。

なお、臨床実習（第Ⅱ部および第Ⅲ部）の開始時間及び終了時間は「各科実習要綱」のとおりであるが、臨床実習は、その特性上、予定どおりに厳密に行えるとは限らない。そのため学生諸君は、随時、各科の教員あるいは指導医の指示に従わなければならない。

C. Post-CC OSCE

期 間 2020年8月1日～2020年8月2日（追・再試験の日程は追って通知する。）

構 成 実技試験（医療面接、身体診察、診療、手技、処置等）を行う。

4. 臨床実習参加の資格と準備

臨床実習に参加できる者は、定められた系別統合講義の試験に合格し、かつ共用試験（CBT、OSCE）に合格し、「スチューデントドクター」の称号を得た者のうち「臨床実習に関する学生の確認書（別紙1）」を提出した者に限る。

臨床実習に参加する際は、患者さんとの信頼関係が大変重要であり、他人に不快感を与えない清潔さと、不信感をもたらさない身だしなみが必要である。診療用の白衣（ただし私物スクラブの着用は禁ずる）と上履などを用い、ネームプレートを着用する。なお、実習によっては白衣以外の服装が適切な場合があるので、指導教員からの指示に従うこと（手術室や救急室など）。病院内での言動については、それぞれ、定められた規則に従うのみならず、常識ある臨床実習医学生としての態度を常に保持していなければならない。

患者さん及びその家族に対する接触は、常に教員あるいは指導医の指示に従い、許可の範囲内にとどめなければならない。

5. 臨床実習医学生の医行為

本学では、原則として、別示した水準に従って行われる。

（別表「医行為水準レベルⅠに該当する診療行為」と「医行為水準レベルⅡに該当する診療行為」参照）

また、医行為は、指導医が実施するに値する能力があると判断した学生で、かつ、患者さんからの同意が得られた場合のみ実施することが可能である。

いずれの医行為も指導医の指示・指導なしに行ってはならない。

6. 臨床実習の評価

臨床実習の学習目標の到達度をみるため、臨床実習の評価が行われる（別紙2参照）。

第5学年の臨床実習においては、実習中の態度、出席状況等及び各診療科で掲げるねらい・学習目標に対してどこまで到達しているか等を総合的に評価し47週間に及ぶ実習終了後、各診療科から提出のあった評価がすべて合格であった者は、第6学年への進級が認められる。

なお、第6学年で開講される臨床実習（学外アドバンスコースおよび、学内アドバンスコース及びPost-CC OSCE）にすべて合格し、「保健医療と社会」を修了しなければ卒業試験を受験することができない。

《補 足》

- ・評価表には概略評価とアウトカム評価があり、アウトカム評価に関しては学生の自己評価が求められる。
- ・各診療科・部等において、概略評価が「不可」もしくは「評価不能」の場合は補講が実施される。補講の日数や内容に関しては評価表を必ず確認すること。また、補講は随時もしくは補講期間内に実施される。
- ・補講終了後の最終評価が「不可」または「評価不能」の場合は、第5学年の臨床実習がすべて終了した時点ですべての診療科・部等の評価を加味して、クリニカルクラークシップWGの議を経て最終的に学部教育部門会議で進級判定を行う。

なお、臨床実習において著しい問題行動等があり、資料p12の「学生の態度・行動に関する報告書」が提出された場合は、補講を実施することなく最終評価が「不可」または「評価不能」となる場合がある。

- ・進級判定の結果、第6学年に進級できなかった場合は、次年度の臨床実習を全て再履修（「第1部：オリエンテーション」を除く）しなければならない。

7. 臨床実習の欠席について

原則として欠席は認められない。突発的な事情等により、やむを得ず欠席する場合は、所定の手続きをとること。時期によっては、欠席した理由により進級できず留年となる場合があるので注意すること。また、所定の期間内に定められた手続きを終えていない場合や著しい問題行動があった場合は、進級できず留年となる可能性がある。

① 臨床実習 第Ⅰ部：オリエンテーション

- ・突発的な事情等により、やむを得ず欠席する場合（病気・忌引き）は、学生課（077-548-2068・2069・2065）に電話連絡（インフルエンザ・麻疹・風疹等の感染症発症時は必ずその旨伝える）するとともに、欠席した日から1週間以内に「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」により医学・看護学教育センター教員（旧臨床教育講座）に報告し、承認を得た上、欠席の理由を証明できる書類（病気の場合は受診したことが確認できる書類、忌引きの場合は会葬御礼のはがき等）を添付し学生課に提出する。なお、添付書類は1日でも欠席した場合は必須となる。
- ・病気・忌引き以外の理由での欠席を希望する学生は事前に医学・看護学教育センター教員（旧臨床教育講座）に相談すること。ただし、必ず承認が得られるとは限らない。なお、その理由が病院見学や採用説明会等への参加である場合は、欠席を認めない。このルールを破った場合は進級できず、留年となる。

② 臨床実習 第Ⅱ部：学内臨床実習

- ・突発的な事情等により、やむを得ず欠席する場合（病気・忌引き）は、必ず該当する実習先と学生課（077-548-2068・2069・2065）に電話連絡（インフルエンザ・麻疹・風疹等の感染症発症時は必ずその旨伝える）するとともに、欠席した日から2週間以内に「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」により責任者等に報告し、承認を得た上、欠席の理由を証明できる書類（病気の場合は受診したことが確認できる書類、忌引きの場合は会葬御礼のはがき等）を添付し学生課に提出する。1日だけの欠席の場合は「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」のみ提出する。添付書類は2日以上連続で欠席した場合は必須となる。
- ・病気・忌引き以外の理由（病院見学等）で欠席を希望する学生は事前に該当する実習先の責任者等の承認が必須。なお、「西医体」への出場を理由にした欠席は原則、認められない。

③ 臨床実習 第Ⅲ部：アドバンスコース

A. 学外アドバンスコース（学外臨床実習）

- ・突発的な事情等により、やむを得ず欠席する場合（病気・忌引き）は、必ず該当する実習先の責任者等と学生課（077-548-2068・2069・2065）に電話等で必ず連絡（インフルエンザ・麻疹・風疹等の感染症発症時は必ずその旨伝える）する。後日、該当する実習先の責任者等に報告し、「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」により必ず承認を得ること。学外臨床実習反省会の日までに「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」に欠席の理由を証明できる書類（病気の場合は受診したことが確認できる書類、忌引きの場合は会葬御礼のはがき等）を添付し学生課に提出する。なお、添付書類は1日でも欠席した場合は必須となる。
- ・病気・忌引き以外の理由（採用試験等）で欠席を希望する学生は事前に該当する実習先の責任者等の「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」による承認が必須。併せて必ず学生課に電話で連絡をすること。理由によっては欠席を大学として認められない場合がある。学外臨床実習反省会の日までに「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」に欠席の理由を証明できる書類を添付し学生課に提出する。なお、添付書類は1日でも欠席した場合は必須となる。

《補 足》

卒後の初期臨床研修のための、いわゆる「マッチング」に係る欠席については、その理由が採用試験の受験であって、かつ根拠となる書類を添えて書面で届け出たうえ、真にやむを得ないと認められた場合に限る。「マッチング」に係る欠席であっても、その理由が病院見学や採用説明会等への参加である場合は、欠席を認めない。このルールを破った場合は進級できず、留年となる。

B. 学内アドバンスコース

- ・突発的な事情等により、やむを得ず欠席する場合（病気・忌引き）は、必ず各診療科と学生課（077-548-2068・2069・2065）に電話連絡（インフルエンザ・麻疹・風疹等の感染症発症時は必ずその旨伝える）するとともに、欠席した日から1週間以内に「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」により責任者等に報告し、承認を得たうえ、欠席の理由を証明できる書類（病気の場合は受診したことが確認できる書類、忌引きの場合は会葬御礼のはがき等）を添付し学生課に提出する。1日だけの欠席の場合は「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」のみ提出する。添付書類は2日以上連続で欠席した場合に必須となる。
- ・病気・忌引き以外の理由（病院見学等）で欠席を希望する学生は事前に該当する実習先の責任者等の承認が必須。

C. Post-CC OSCE

- ・全員必須受験とし、合格することを**卒業要件卒業試験の受験資格**とするため正当な理由で欠席した学生には追試験を課す。また、本試験で不合格となった学生には再試験を課す。ただし、追試験の再試験は実施しない。
- ・突発的な事情等により、やむを得ず欠席する場合（病気・忌引き）は、学生課（077-548-2068・2069・2065）に電話連絡（インフルエンザ・麻疹・風疹等の感染症発症時は必ずその旨伝える）するとともに、欠席した日から1週間以内に「臨床／臨地実習欠席届（別紙3）」により医学・看護学教育センター教員（旧臨床教育講座）に報告し、承認を得た上、欠席の理由を証明できる書類（病気の場合は受診したことが確認できる書類、忌引きの場合は会葬御礼のはがき等）を添付し学生課に提出する。
- ・病気・忌引き以外の理由で欠席を希望する学生は事前に学生課に連絡し、医学・看護学教育センター教員（旧臨床教育講座）に相談すること。ただし、必ず承認が得られるとは限らない。例えば、卒後の初期臨床研修のための、いわゆる「マッチング」に係る欠席については、その理由が採用試験（複数日設定されていない）の受験であって、かつ**根拠となる書類を添えて書面で届け出たうえ、責任者等にも事情を充分説明し、真にやむを得ないと認められた場合に限る。「マッチング」に係る欠席であっても、その理由が病院見学や採用説明会等への参加である場合は、欠席を認めない。事前に根拠となる書類を添えて書面で届出を行い、責任者等にも事情を充分説明し、真にやむを得ないと認められた場合に限り追試験の受験を認める。**ただし、選考試験（マッチング）に係る欠席であっても、その理由が病院見学や採用説明会等への参加である場合は、欠席を認めない。このルールを破った場合は進級できず、留年となる。

(例)

- ・選考試験が複数日設定されておらず、Post-CC OSCE の試験日と選考試験の受験日が重複している場合。
- ・選考試験の受験日を受験先の病院等が指定し、受験生が受験日を選択できない場合。

臨床実習における欠席の取り扱い

時期		理由	病気	病院見学	採用試験	西医体	その他
			忌引き	採用説明会			
I 部	オリエンテーション		●	×	—	—	△
II 部	学内臨床実習		○	△	—	×	△
III 部	A	A	●	×	●	—	△
	B	B	○	△	○	—	△
	C	C	□	×	□	—	△
<p>「●」：1日でも欠席する場合は欠席理由に応じた添付書類が必須。 「○」：2日以上連続で欠席する場合は欠席理由に応じた添付書類の提出が必須。 「□」：欠席する場合は欠席理由に応じた添付書類の提出が必須。 「△」：該当する実習先に応じた責任者等からの承認が必須。 「×」：認められない。<u>ルールを破った場合は進級できず、留年となる。</u></p> <p>※いずれの場合においても、臨床実習を1日でも欠席する場合は少なくとも欠席届の提出は必須である。</p>							

8. 台風等（非常時）における臨床実習の取扱い

台風等、非常時の場合の原則を次のように定める。

1) 特別警報又は暴風警報が発せられた場合

滋賀県南部に特別警報又は暴風警報（以下警報という）が発令された場合は、臨床実習を休止する。ただし、午前6時までに警報が解除された場合は、当日の午前から平常どおり臨床実習を実施する。また、午前10時までに警報が解除された場合は、当日の午後から臨床実習を実施する。午前10時を過ぎても警報が解除されない場合は、当日の臨床実習をすべて休止する。

2) 交通機関が運休した場合

JR西日本・琵琶湖線が災害等により全面運休した場合及び同線が運行している場合においても京都以西の全ての交通機関が運休した場合は、臨床実習を休止する。

ただし、午前6時までに交通機関が運行された場合は、当日の午前から平常通り臨床実習を実施する。また、午前10時までに交通機関が運行された場合は、当日の午後から臨床実習を実施する。午前10時を過ぎても交通機関が運行されない場合は、当日の臨床実習をすべて休止する。

3) 臨床実習中の学外施設訪問時の取扱い

台風等（非常時）の災害時の実習への対応、および訪問途上における事故、災害等については、実習（訪問）先の指導医と相談のうえ、帰学、一時待機、宿泊等を決定し、「災害・事件・事故等の危機管理体制（学生用）」（p.161 参照）により大学に連絡すること。

4) その他

上記の他、緊急時等のやむを得ない場合は、学長の判断により措置する。なお、休止となった臨床実習の取扱いについては、別途通知する。

9. タブレット端末・スマートフォンの取扱い

臨床実習期間中における附属病院内での iPad 等のタブレット端末や各種スマートフォン等の使用につい

ては、次のように取り扱うこととする。

- ・病院内でタブレット端末やスマートフォン等を使用する場合は、機内モード等に設定し、通信は控えること。
- ・患者さんの前での利用は控えること。

院内では医療機器や電子カルテをはじめとするコンピュータシステムが臨床に使用されており、無線接続を行っているものも多い。状況によっては、これらの通信や機器に影響を与える場合もあるため、各種通信回線は Off にすること。教科書や医療辞書、レジメ、ノート等の内容をタブレット端末やスマートフォン等に入れて持ち運び、実習の場ですばやく知識を確認したり、わからないことを調べたりといった利用は推奨するが、患者さんから見るとスマートフォンの使用は個人的メールやネットサーフィン、携帯ゲームの使用といった印象があり、不愉快に感じられることも多いため、患者さんの前での利用は控えること。

なお、学外臨床実習等の附属病院外での実習においては、タブレット端末やスマートフォンの使用について、必ず各実習先の指導医に確認すること。